

東日本大震災における商店街・商業・サービス業への影響

The impact on a shopping street , commerce and service industry caused by the Great East Japan Earthquake of 2011

関西大学 社会安全学部 永松ゼミ

長光 亮平

Faculty of Safety Science, Kansai University
Ryohei NAGAMITSU

SUMMARY

Great East Japan Earthquake occurred on March 11, 2011. The local governments and private companies proposed recovery plan for shopping street , commerce and industry. This paper surveys the recovery process of shopping street , commerce and service industry damaged by the Great Eastern Japan Earthquake and outlook the future.

Key Words

shopping street , commerce and service industry , small and medium enterprise, double loans, financial damage caused by harmful rumors or misinformation, Recovery plan

はじめに

未曾有の被害をもたらした東日本大震災発生以後、商店街・商業・サービス業分野においても人的・経済的に大きな打撃を受ける結果となった。それら一連の被害状況を受けて、政府や民間企業、自治体が様々な復興施策を成し、商店街・商業・サービス業の早期復興の後押しを進めてきた。それらの復興施策は東日本大震災被災地の商店街・商業・サービス業の早期復興に貢献してきた反面、思わぬ弊害を引き起こす要

因ともなっている。本稿においては、商店街・商業・サービス業における復興の現状と発生している問題点について記し、今後の展望に関しての考察を行っていく。

1. 東日本大震災発生に伴う商店街・商業分野・サービス業の被害状況

まず、2011年3月11日に発生した東日本大震災における商店街・商業・サービス業への被害規模を確認していくこととする。経済産業省が平成23年8月24日に発表

した「東北地方太平洋沖地震による被災地域の製造業・商業の経済規模について」^[1]の調査報告によると、(経済産業本統計での被災地域は青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉における災害救助法適用市町村)被災地域における商業規模では

- (i)事業所数:約 1250000 事業所 (対全国比 8.5%)
- (ii)従業者数:約 883000 人 (対全国比 8.0%)
- (iii)商品販売額:約 321 兆円 (対全国比 5.9%)

(平成 19 年商業統計 (全事業所調査))
という集計結果となっている。

また、被害総額に関して、被災地域である青森県、岩手県、宮城県、福島県の商工業等の被害額の統計を見てみると、

青森県：商工業 376 億円 観光業 2 億円
計 378 億円

岩手県：工業 890 億円 商業 445 億円
観光業 326 億円 計 1661 億円

宮城県：工業 5900 億円 商業 1,200 億円
観光業 200 億円 計 7,300 億円

福島県：工業 2,198 億円 商業 1,399 億円
計 3597 億円

という内訳になっており、津波被害が甚大であった宮城県、福島県において数 1000 億円規模での経済被害を受けていることが分かる^[2]。

特に、東北地方の産業・商業の要である水産加工業は津波や地盤沈下の影響により今回の東日本大震災によって壊滅的な被害を受け、東北 3 県（岩手県・宮城県・福島県）に 752 ヶ所あった水産加工場のうち、528 ヶ所が全壊、49 ヶ所が半壊、50 ヶ所が浸水の被害を受け、被害額も 1500 億円を超えている^[3]。

商店街においても地域ごとに津波被害で事業所が流され、開業のメドが立っていないなどの被害が生じている。商店街は商業の集積であり、商店街の早期復興は商業の復興に寄与するものと考えられる。大槌町商工会が発表した経営動向調査結果（平成 23 年 9 月 27 日現在の記録）^[4]によると、大槌町の商業従事者のうち、自身が以前行っていた商業活動を再開したいかという問い合わせに対し、「すぐにやりたい」が 23 人、「落ち着いたらやりたい」が 12 人、「既に再開している」が 36 人、「やりたくないがやらざるをえない」が 5 人、「廃業せざるをえない」が 4 人、「分からない」が 3 人、という結果であった（回収サンプル人数 83 人）全体の 9 割超に上る人数に事業再開の意思があるという結果となり、早期の事業再開のための商業集積の構築と政府・自治体の補助金、インフラ関係の整備・商業用地の確保を早期に行なうことが求められている。

サービス業においては、総務省統計局による被災四県（岩手県、宮城県、福島県、茨城県）の調査を含めた集計結果^[5]によると、平成 23 年 3 月分の調査結果において東日本大震災に関する記述があったのは 710 事業所（被災四県の集計では 123 事業所）、月間売上高減少が 686 事業所（四県では 118 事業所）月間売上高増加が 24 事業所となっている。月間売上高減少の理由に関して、記入内容（重複カウント有り）を見ると、「キャンセル等による仕事の中止・延期や顧客の減少等が 262 事業所、「営業時間の短縮や休業」が 211 事業所、「計画停電」が 57 事業所、「ライフラインや施設の損壊」が 41 事業所、「自肃ムード」が 24 事業所「燃料などの資材の不足」が 21 事業所となって

おり、需要の減少が伺える理由が最も多かった。

また被害の大きかった被災四県（岩手県、宮城県、福島県、茨城県）に限って見てみると、「営業時間の短縮や休業」が 52 事業所、「キャンセル等による仕事の中止・延期や客数の減少等」が 29 事業所、「ライフラインや施設の損壊」が 25 事業所となっており、上記の全体集計と同様需要の減少が伺える理由が最も多かった。以上の結果から、各事業主の事業復旧に向けての熱意はあるものの、復興計画策定の遅れやインフラ整備の遅れなどが、これらの事業再開を妨げる要因になっていると考えられる。

2. 東日本大震災発生後の新たな被害-福島第一原発による風評被害・止まらぬ人口流出-

東日本大震災における商店街・商業・サービス業の被害要因として一番大きいのは津波による直接被害であるが、津波による直接被害の他にも、東日本大震災被災各県での経済的・人的被害をもたらしている要因として、「風評被害」と「人口流出」が挙げられる。

2.1 風評被害

風評被害においては、日本からの輸出品目に対して、海外の取引業者から放射線検査もしくは安全性の証明を要求されるケースが出てきている。また、国内でも放射能汚染に関する問い合わせが出てきており、その焦点は主に東京電力管轄の福島第一原子力発電所の家屋倒壊による放射能汚染の

賠償請求に集中している。

また、サービス業における東京商工リサーチの集計結果によると、2011 年の東日本大震災の関連倒産が累計 532 件に達したと発表した。このうち 492 件は取引先の倒産や風評被害による「間接型」の倒産であった。産業別に見ると製造業と宿泊・飲食を含むサービス業の倒産が多く、関連倒産は阪神淡路大震災の 4 倍以上のペースとなり、今後も増加する懸念がある¹⁾。

また、日経新聞社が 2012 年 1 月 4 日にまとめた「東北の社長 100 人アンケート」において、東北 6 県（青森、山形、秋田、岩手、宮城、福島）に本社を置く主要企業に 2011 年 12 月、調査表を送付し、119 社の社長から（会長、頭取などを含む）から回答を得た。東日本大震災後の経営に影響が大きい項目を複数回答化で調査した結果、「原発・震災の風評被害」が 54% で最も多く、福島県内の企業のみで見ると 80% に達した。福島県内の製造業者は「風評被害によって県産品の消費が低迷していると訴えた²⁾。

上記の結果により、サービス業分野においては観光分野における被害が甚大なものとなっている。東日本大震災発生以後の海外旅行客の来日キャンセルが相次ぎ、被災各県の旅館・ホテルの予約が取り消される事態が発生している。また、それらに付随して交通・タクシーなどの輸送分野においても、観光客減少の煽りを受けて連鎖的に風評被害の影響を受けることとなった。

2.2 人口流出

人口流出に関して、毎日新聞の調査³⁾に

よると、東日本大震災発生以後、岩手県・宮城県・福島県の被災県の人口変化において、最も人口が減少したのは石巻市の 6358 人であり、いわき市が 6511 人、南相馬市が 3456 人と続いている。人口減少率で見てみると、女川町の 11.9% 減が最も減少率が高く、山元町の 11.0% 減、大槌町の 10.5% 減がこれに次いでいる。人口流出の多くは都市部に仕事を求め出て行く例と、若年層が進学・就職に際して住んでいた土地を離れ、そのまま都市部に移住するというケースが多い。

また、これとは対照的に、被災地域で人口が増加している地域もある。岩手県の岩泉町以北、宮城県松島町、利府町、福島県田村市、川内町などは以前人口減少地域であったのと対照的に人口が増加している。これは、被害規模がより深刻な地域から避難者を受け入れているためだと考えられる。

人が集まらない地域に商業は成り立たず、商店街も廃れる一方である。早期に人口流出を抑制するための対策を講じる必要性に迫られている。

これらを象徴するような事例として、防災集団移転促進事業の移転対象となった地域における移転希望先の市街地偏重傾向が挙げられる。防災集団移転促進事業とは、災害が発生した地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進するため、当該地方公共団体に対し、事業費の一部補助を行い、防災のための集団移転促進事業の円滑な推進を図るものであり、移転促進区域は、災害が発生した地域又は災害危険区域（建築基準法第 39 条）のうち、住民の生命、身体及び財産を災害から保護

するため住居の集団的移転を促進することが適當であると認められる区域となってい。宮城県石巻市では、JR 石巻駅周辺など市中心部の自宅が「災害危険区域」に指定された住民の集団移転先として、「新蛇田地区」「新渡波地区」の二か所に公営住宅を造成する計画を打ち出している。入居を希望する 840 世帯にアンケートを実施した結果、71% の移転希望が新蛇田地区に集中している。これは、新蛇田地区には大型商業施設や病院などが集まっている上、三陸インターチェンジが近いことが人気の理由とみられている。高齢者の多くは自力で自動車を運転して買い物に行ったりするなど、遠方まで外出することが困難である。歩行圏内に商業施設や病院などの施設が揃っていた方が生活の利便性向上に一役買うため、これらの市街地移転に希望が集中する傾向が顕著に見られる。

これとは対照的に、もう一方の移転先の候補地である新渡波地区の周囲は水田が広がっており、移転希望はわずか 5% となっている。以前は新渡波地区に居住していたが、今回の集団防災移転促進事業の制度を用いて新蛇田地区への移転を希望する住民もいる。新渡波地区においては、防災集団移転促進事業のための公営住宅予定地の整地だけが進み、ゴーストタウン化してしまうことを懸念する声も上がっている。生活の便が良い地域への移転希望の偏りは、他の多くの自治体における共通課題でもある。2012 年 7 月に公営住宅や宅地の募集を始めた福島県相馬市においても、市街地に近い地区への応募が集中した。沿岸地区は大幅に定員割れしたため、相馬市は計画の見直しに追われた。見直し案では、市街地付近

の宅地を 38 戸から 42 戸、戸建て公営住宅を 156 戸から 178 戸へと積み上げた。しかし、それでも倍率は 2 倍に上り、格差は正のために更なる見直しが求められている。

岩手県釜石市においても、2012 年 10 月にまとめた災害公営住宅の入居意向アンケートの中間結果において、市中心部への入居希望者が計画（120 戸）の 3 倍超の 377 世帯に達したと発表した⁴⁾。

のことからも、人口流出による地域間格差が広がっていくことが予想され、市街地に生産労働人口が流出し、過疎地区では老齢人口が増えるという二極化がますます進行することが懸念される。

3. 東日本大震災における商店街・商業・サービス業の被害状況を受けた政府・自治体・金融機関などの復興施策

これらの被害状況を受け、政府機関・金融機関・民間企業が様々な復興施策を提示し、被災各県の事業者の積極利用を呼び掛けている。以下に幾つかの復興施策を記載する。

3.1 仮設施設整備事業

仮設施設整備事業とは、今回の東日本大震災において甚大な被害を受けた被災地において、地域を支える中小企業が早期に事業を再開できるよう、独立行政法人「中小企業基盤整備機構」が、市町村の要請により仮設工場・仮設店舗等を整備し、市町村を通じて「原則無償」で貸し出すものである。

また、今回の東日本大震災の被害の甚大

さを受けて、内閣府が「独立行政法人中小企業基盤整備機構が大震災に係る仮設施設整備事業により仮設施設を整備した場合には、当該施設に関わる所有権の保存登記については登録免許税を課さない」という独立行政法人中小企業基盤整備機構の仮設施設整備事業に係る登録免許税の特例を出したため、税制上の優遇措置も取られている[6]。

仮設施設の入居期間は原則 2 年間であるが、復興状況などを鑑みて入居契約期間を延長することが出来る。入居対象者は事業協同組合等で、金利は無利子である。貸付金の返済期間は 20 年以内となっており（一部設備は 10 年以内）、据え置き期間は 5 年以内、自己資金は貸付対象経費の 1% または 10 万円の自己資金が必要（県の負担額は 1% または 100 万円）となっている。

「仮設施設整備事業」^[7]に基づき仮設施設の利用申請を行った結果、東日本大震災被災地各地で「復興商店街」と銘打った商店街が数多く設立されるに至った。例として、宮城県気仙沼市「気仙沼復興商店街 南町紫市場」、宮城県気仙沼市「復興屋台村気仙沼横丁」、宮城県東松山市「復興仮設店舗堀堀」、宮城県塩竈市「しおがま・みなと復興市場」^[8]などが挙げられる。

3.2 産業復興機構

2011 年 12 月 27 日、宮城県、地域金融機関と独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が出資し、宮城県内事業者の早期再生を支援することを目的とする「宮城産業復興機構」（以下「復興機構」という。）が設立されることとなつ

た。

「産業復興機構」の設立は、「岩手産業復興機構」(11月11日設立)「茨城県産業復興機構」(11月30日設立)に続き、全国で3例目となる。

買い取った債権に関しては五年程度元利金の返済を猶予するなどして支援し、その後、事業者の状況によって一部債権放棄を行い、残債を地域金融機関などの第三者に売却する^[9]。なお、2012年10月24日までの債権買取状況は

岩手産業復興機構：30件

宮城産業復興機構：18件

福島産業復興機構：3件

となっており、福島第一原子力発電所の放射能汚染の影響が著しく、復興計画策定に遅れが目立つ福島県においては、債権買取が進んでいないという現状がある。

3.3 東日本大震災事業者再建支援機構

東日本大震災で被災した事業者のローンを買い取るための支援法（二重ローン対策）が2011年11月21日の参議院本会議でみんなの党を除く各党の賛成多数で可決、成立した。同法に基づき「東日本大震災事業者再建支援機構」を設立した^[10]。

事業内容としては、東日本大震災で被災した被災地の中核企業から小規模事業者まで幅広い事業者を支援対象とし、被災企業の債権買い取りを行う。主に事業継続の難しい事業者は東日本大震災事業者支援機構が支援にあたり、つなぎ融資や出資、社債引き受けや債務保証の機能を持たせ、事業者を東日本大震災事業者債権支援機構で丸抱えできるようにし、金融機関から買い取

ったローンは最長15年に渡り元利金の返済を猶予している^[5]。

3.4 復興まちづくり会社

岩手県大槌町は、政府と民間企業が共同出資して設立する「復興まちづくり株式会社」を設立した。東日本大震災で被災した商業地を一括で買い上げ、中心市街地を再開発するなど復興を促進する^[8]。

宮城県石巻市においては、復興特区「まちづくり会社」を石巻市が初利用し、宮城県石巻市の中心市街地の再興に着手する。2015年度にJR石巻駅前に移転予定の市立病院を中心に商店や復興住宅が集積する高齢者に適した街づくり計画に同社を活用し、津波で被災した商店街の復興を加速させる狙いがあるとしている^[5]。

一方で、課題としては、こうした地元の動きを持続可能にするためには、新しいシステムであるまちづくり会社に対する支援策が十分に整備されていないことから、まちづくり会社に対するグループ補助金の拡大、復興交付金の積極的な活用・運用の弾力化があげられる^[11]。

また、復興まちづくり会社への期待として、行政分野の人材不足から、会社として組織運営することによって復興へ向けての人材確保や、雇用の創出が上げられる。一方、何の実績も有さない会社に復計画とはいえない数100億円の事業を任せられない、専門家不在の会社に復興事業を丸投げしても良いのかという不安の声も上がっている⁽¹⁾。

4. 原子力災害被災中小企業者に対する仮払い保障の実施・風評被害への対応支援

日本から製品を輸出する際、製品の放射線検査を希望する輸出事業者に対して指定検査機関で検査を受ける場合に、検査費用を補助する（2011年度第一次補正予算約7億円：補助率は中小企業において検査費用の9/10を、大企業に対しては1/2を補助）

また、原子力災害被災中小企業に対する仮払い保障の実施に関しては

- 1)仮払い対象：避難区域において中小企業者が被った営業損害
- 2)仮払い金額：粗利額（2011年3月12日～5月末日の相当分）の1/2（上限は250万円）
- 3)必要書類
 - (1)粗利額を証する書類
 - (2)避難区域において2011年3月12日時点で事業を営んでいたことの証憑
- 4)請求受付：2011年6月1日から開始
という規定が成されている^[12]。

5. 政府・自治体・金融機関などの復興施策実施によって見えてきた問題点 - 早期事業再開を円滑に実現するには -

5.1 二重ローン解消にむけて - 進まない債券買取 -

先ほどの復興施策の一例で挙げた「産業復興機構」と「東日本大震災事業者再生支援機構」はともに被災地の中小企業の二重ローン問題解決に向けて被災事業者の債権買取を行うために設立された機構である。買取り価格や条件をめぐり金融機関と交渉するが、債権者との折り合いがつかないケースが多く見られる。「産業復興機構」は、被災企業の再生を大きく後押しすると打ち

出したものの、買取り条件やしくみの使い勝手の悪さから「お役所仕事」とか「期待はずれ」の声も上がり改善が急がれる。それを受け、政府は産業復興機構とは別に「東日本大震災事業者再生支援機構」を設立。同支援機構は被災した零細企業や農業・水産業者、医療法人など小規模事業者を対象に既存ローンを買取り、最長15年返済を免除している。

同支援機構の本店は被災地、仙台に置き、事業再生や金融の専門家が多い東京都にも拠点が設けられ約100名体制、買取額は約5,000億円を見込んでいる。支援対象は異なるものの両機構とも業務内容に大きな違いもなく、買取条件・価格など組織間のすみ分けに課題が残る結果となり、債権買取を滞らせている要因となっている。また、中小企業のローンの多くに信用保証が付いていることも、債権買い取りを難しくしている。震災特例により、信用保証が付いている場合はその企業が返済不能となっても、債権者である金融機関は全額回収できる仕組みであり、東日本大震災事業者再建支援機構による債権買い取りの場合、額面を下回る恐れがあり、嫌がる金融機関もあることから、先行きの不透明な現状の復興状況で、債権買取まで手が回らないという現状もある。

5.2 復興計画策定の遅れ

東日本大震災被害の大きかった被災三県において、復興計画策定の遅れが復興の妨げとなっているという側面もある。

政府が2011年度予算に計上した東日本大震災の復興費14兆9243億円のうち、約

4割にあたる 5兆 8728 億円が同年度内に使われなかつたと、復興庁が 2012 年 6 月 29 日、発表した。

被害状況の把握が難しい中で予算を多めに計上したが、被災自治体との調整が難航するなどして、復興事業が想定通りに進まなかつたためであるとしており、残つた予算のうち、4兆 7694 億円は 12 年度に繰り越し、予定通り復興事業に充てる。復興計画の策定の遅れで実施が困難になつた「不用額」1兆 1034 億円については、国庫に戻すことなどが検討されている。政府は 5 年間の復興費を 19 兆円と見込んでいる。

被災 3 県（宮城県・岩手県・福島県）の復興の概要は以下の通りである。

（宮城県）

（1）宮城県は 2011 年 5 月 2 日に有識者会議「宮城県震災復興会議」を発足させた。この会議は、8 月までに月一回、計 4 回開催され、復興計画（案）を 8 月をメドとして策定し、9 月の県議会に提示することを予定している。

8 月 17 日に示された「宮城県復興計画（最終案）」^[13]によると、復興計画の期間は、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間とされている。復興まちづくりに関する内容としては、高台移転・職住分離（住宅、行政庁舎、学校、病院などの施設を高台に移転するとともに、職住分離を図る。）多重防護による大津波対策（幹線道路や鉄道などを高盛土構造とする堤防機能の付与、防波堤の背後に防災緑地の設置など）、安全な避難場所と避難経路の確保（津波避難ビル・避難タワーの建設、学校の防災機能の充実・強化など）が挙げられている。

また、エコタウンの形成も挙げられてお

り、被災から再建する住宅や復興住宅については、太陽光発電を積極的に導入するなどの構想が提示されていることが特徴的である。

より具体的には、県全体を地域特性により、「三陸地域」「石巻・松島地域」「仙台湾南部地域」の三地域に区分し、それぞれの地域について復興イメージを提示している。

「三陸地域」は、山地や斜面・丘陵地が大半を占め、平地が少ない地形であるため、高台移転・職住分離や防御施設を併用する。一方、「仙台湾南部地域」は、平地が広がる地形であるため、多重防護によるまちづくりを行う。両地域の特性を併せ持つ「石巻・松島地域」については、基本的には高台移転・職住分離によりまちづくりを行い、高台の確保が困難な地域では、多重防護により対応している。

（2）建築制限

宮城県は 2011 年 4 月 7 日、建築基準法第 84 条に基づき、被害の特に大きかつた気仙沼市、東松山市、名取市、南三陸町、女川町について、震災発生後二か月の建築制限をかけ、5 月 11 日に、建築制限を 9 月 11 日まで延長した。当該期間中、建築制限区域内では、新築、増築、改築、移転が制限される。（修繕工事・リフォームは可能）

また、7 月 1 日に建築制限の対象に山元町を追加した。このほか、独自に建築制限の権限を持つ石巻市も同様に 9 月 11 日まで制限を行っている。

（岩手県）

（1）岩手県は 2011 年 4 月 1 日に「岩手県東日本大震災津波復興委員会」の初会合を開催した。その後検討を重ね、8 月 11 日に県

議会の承認を得て、「復興基本計画」^[14]と「復興実施計画（第一期）」からなる「岩手県東日本大震災津波復興計画」を策定した。復興計画期間は、平成23年度から平成30年度までの8年間である。復興委員会のメンバーは、岩手県とつながりが深いメンバーで構成されている。

復興基本計画の復興まちづくりに関する部分については、津波シミュレーションを参考して、住宅地・商業地などの地域を適切に配置し、公共・公益施設を安全性の高い場所に配置するほか、避難ビル、防災公園などを配置するとしている。より具体的には、市町村が作成する復興プラン等の参考としてもらうためとして、被災の程度

（大・中）と土地利用の形態（都市型・集落型）により、復興パターンを3つに分類している。被災の程度が大きかった都市部では、都市再生型のまちづくりを考え、住宅地、商業地、公共公益施設エリアを高台に配置し、避難ビルや避難タワーを徒歩で避難可能な距離に設ける。一方、被災の程度が中程度であった都市部では、都市再建型を基本に考える。住居は高所やビルの上層に移転するが、臨海部の商店や事業所は当該地で再建することを前提に、防災施設を設けることで津波に対処する。

最後に、集落型では、コミュニティを崩さないよう集団で高所や山際への移転、地盤のかさ上げなどを行うほか、職住分離を可能とする道路などを整備する。なお、詳細な事業については、「復興実施計画（第1期）」に掲載されている。

（2）建築制限

岩手県は、復興方針を示すのに長期間を要することから、建築基準法第39条の規定

に基づき、沿岸部を「災害危険区域」に指定し、沿岸市町村に対して建築制限を可能にする条例制定を働き掛けた。同法第39条は、津波や高潮などによる危険が著しい区域（災害危険区域）について、地方公共団体が条例で建築制限を定めることができるとする規定である。ただし、住居については建築禁止が認められるものの、そのほかの建築物については禁止まではできないと解されている。しかし、住民の生活再建に支障が出ることなどを理由に、市町村は慎重姿勢を取っており、条例制定は行われていない。

（福島県）

（1）福島県は、5月13日に第1回福島県復興ビジョン検討委員会を開催し、7月末を目途に復興ビジョンを策定する方針を示した。8月11日に公表された「福島県復興ビジョン」^[15]では、「ハード・ソフト両面から防災機能が抜本的に強化されたまちづくり」を掲げるほか、「将来像を共有しながら進める災害に強い地域づくり」として、道路上に津波減災機能を付加すること、堤防、防災林、道路、鉄道などを組み合わせることで防災機能の向上を図ることなどが盛り込まれている。復興計画の策定は、12月末までを目途としている。

福島県を除く二県においては復興計画策定が進んでいるが、福島県においては、福島第一原子力発電の放射能汚染事故で、除染区域が定まっていない、避難区域も定まっていないなど、事後対応の遅れが復興計画策定の遅れに繋がっているものと考えられる。

復興計画策定の遅れは、先ほど述べた中

小企業の二重ローンの債権買取問題、避難区域の居住者の移転問題にも関わってくるため、早期の事業再開を達成するためにも復興計画策定が急務であると言える。

6. これからの中店街・商業・サービス業分野における展望 - 早期事業再開を果たし、経済的自立を達成する -

まず、被災地域の事業主が政府・自治体・金融機関の復興施策を受け入れやすくするための工夫が必要になると考えられる。例えば、二重ローン対策の復興施策においては、二重ローンによる債務の返済計画が立たないことを事業主は懸念して借入が進んでいないケースが数多く見られる。

例えば、二重ローンの債権買付においては事業者が作成する事業計画が必要になるのだが、復興計画策定が滞り、かつ避難区域の解除がいつになるのか分からず現状では今後の事業計画を立てにくいというのが現状である。事業者の中には、事業計画の見通しが立たず、二重ローンの債権買取や事業再開のための資金借り入れの手続きを断念して廃業に至ったというケースも見られる。今後、被災地の事業者が事業再開を諦めてしまうような復興施策・融資策を見直し、手続きの簡便化・利便性を追求した施策の見直しを図っていくべきであると考えられる。

また、これらの復興施策は事業計画の「延長」はあるものの、永続的なものではない。例えば、復興商店街やテナントの無償貸与を行っている独立行政法人中小企業基盤整備機構の仮設施設整備事業は、二年間の時限付き事業となっており、仮設施設整備事

業に基づいてテナントに入居している事業主は永続的にそこに入って商売を続けられる訳ではなく、いずれは自立して商売を続けていかなければならない。

また、政府が非難指示区域の緩和を進めるについて、風評被害等に対する賠償金交付もいずれは減額されていく。実際に文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会は2012年3月8日に2011年秋に解除した「緊急時避難準備区域」について、2012年8月末に「精神的損害」の賠償を打ち切る方向で調整をし、実際に施行された^[16]。これにより、賠償金・義捐金・支援金便りの生活は今後出来なくなる可能性が高く、ますます経済的な自立が求められる局面に差し掛かっていると言える。

このような現状を被災地域の事業主はしっかりと把握をし、早期の事業再開達成による経済的自立を図る必要性がある。

そのためには、今ある復興施策の利用者増加に向けた検討はもちろん、今後商店街・商業・サービス業分野全体が、東日本大震災発生前よりも更なる収益の拡大に向けて尽力していくために、被災事業者のインセンティブを刺激するような取り組みが出てくるように、政府・自治体・民間企業が連携して取り組んでいくべきであると私は考える。

注

- (1) 日経MJ(2012).「震災関連倒産532件、昨年、ペース「阪神」の4割以上」を参照。
- (2) 日本経済新聞(2011).「社長100人が見る2012年(上) 東北景気「良くなる」6割、復興需要けん引期待」を参照。
- (3)毎日新聞 2011年9月10日 総務省「住

民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯調査数」を参照。

(4)日本経済新聞 2012年10月22日 「被災者の集団移転 希望先 市街地に集中」より引用。

(5)日本経済新(2012). 「復興特区「まちづくり会社」石巻、初の活用」を参照。

(6) 日本経済新聞(2012). 「官民共同で「まちづくり会社」、岩手県大槌町」を参照。

参考文献

[1]経済産業省(2011). 経済産業省 東日本大震災対策専用ページ 東北地方太平洋沖地震による被災地域の製造業・商業の経済規模について

[2]中小企業庁 中小企業白書(2011). 第2章 東日本大震災の中小企業への影響

[3]経済産業省(2011). 立法と調査 - 東日本大震災後の中小企業支援と今後の課題- これからの中小企業支援に求められるもの

[4]大槌町商工会(2011). 大槌商工会商工業復興ビジョン検討委員会 「進め未来へ!! 生まれ変わる大槌経済—震災前よりも魅力的に賑わいのあるまちをめざして—」

[5] 総務省統計局(2011). 「サービス産業動向調査 東日本大震災がサービス産業に与えた影響 (特別集計その1) -サービス産業動向調査 平成23年3月分結果(速報)(再集計)から-」

[6]国税庁(2011). 国税庁広報参考資料

[7]経済産業省中小企業庁(2011). 中小企業基盤整備機構「仮設施設整備事業ガイドブック」

[8]独立行政法人中小企業基盤整備機構(2011). 「仮設施設整備事業の事例」

[9]中小企業庁(2011). 「宮城産業復興機構の設立について」

[10]東日本大震災産業再建支援機構(2011). 「東日本大震災産業再建支援機構設立の概要」

[11]株式会社日本政策投資銀行(2011). 第6回復興・再生戦略協議会参考資料 復興まちづくり会社の現状と課題-石巻の事例-

[12]中小企業庁(2011). 中小企業白書(2011) 第2章 東日本大震災の中小企業への影響

[13]宮城県(2011). 「宮城県震災復興計画(最終案)」

[14]岩手県(2011). 「岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画」

[15]福島県(2011). 「福島県復興ビジョン」

[16]文部科学省(2011). 「東京電力株式会社福島原子力発電所の事故に伴う原子力損害の賠償について」